

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
39	児童手当に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

杉並区は児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねない事を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	-
------	---

評価実施機関名

杉並区長

公表日

令和8年3月31日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の内容	児童手当法、児童手当法施行令、児童手当法施行規則、主務省令等に基づく児童手当・特例給付（以下「児童手当等」という。）に関する事務であって主務省令で定めるもの。 【概要】 認定請求者（受給者）から提出される認定請求書、額改定請求書、現況届等各種届及び住民異動等に基づき、認定、受給事由消滅及び支給等の管理業務。 区は、児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 【事務内容】 - 新規認定請求 - 新規認定請求書に基づき、受給者及び支給要件児童の認定を行う。 - 額改定請求 - 額改定請求書に基づき、支給要件児童の認定・消滅を行う。 - 現況届 - 現況届に基づき、年度更新を行う。 - 現況届審査結果通知書送付 3の年度更新の結果通知書送付を行う。 - その他の届出 - 消滅届に基づき、受給事由消滅を行う。 - 氏名・住所変更届に基づき、氏名・住所の住民異動の確認又は変更を行う。 - 振込口座変更届に基づき、児童手当及び特例給付の振替（支給）口座の変更を行う。 - 年齢到達 3歳到達、年度末の12歳・15歳・18歳・22歳到達処理及び額改定又は消滅を行う。 - 支給事由消滅通知書送付 5消滅届及び6年齢到達に伴う受給事由消滅分の通知書送付を行う。 - 住民異動に伴う案内送付 - 児童の転居等の住民異動に基づき、別居監護関係、額改定請求書、消滅届等の提出案内の送付を行う。 - 所得修正等に伴う通知書送付 - 所得修正に基づき、支給区分（児童手当⇄特例給付）変更又は請求者変更（支給事由消滅）処理・通知を行う。 - 返還金請求及び催告 - 支給事由消滅等（遡りの消滅等）により返還金が発生した者に返還金請求を行う。 - 不足書類等の提出がない者又は返還金の支払いのない者に再度の案内等の催告を行う。 - 父母指定者指定届受領証発行 - 父母指定者（杉並区以外の居住者）による父母指定者指定届に基づき、杉並区に居住する児童を確認し、受領証を発行する。 - 財務会計処理及び各種統計集計に係る事務 - 定時（10月・12月・2月・4月・6月・8月）及び随時（他の月）に口座振替で支給又は支払調整を行う。 - 返還金の収納等を行う。 - 都への統計報告や予算・決算等のため、各種統計集計を行う。 - 公金受取口座情報の照会
③対象人数	＜選択肢＞ [10万人以上30万人未満] 1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	児童手当システム
②システムの機能	- 検索機能 個人番号により検索する機能 - 表示機能 受給資格者管理等に用いる画面に個人番号を表示する機能 - 情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会機能 地方税関係情報に関する情報、年金給付関係情報に関する情報を取得する機能 - 情報提供ネットワークシステム等を通じた情報提供機能 児童手当システムが抱えている住登外データを団体統合宛名管理システムへ送付する機能 情報提供ネットワークシステムを通じた照会に対し、児童手当関係情報を提供する機能 - セキュリティ機能 個人番号の参照を抑制する職員権限の強化機能、アクセスログ取得機能等
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 宛名システム等 [○] その他 （福祉共通システム [] 庁内連携システム [] 既存住民基本台帳システム [] 税務システム

システム2～5	
システム2	
①システムの名称	福祉共通システム
②システムの機能	1 個人情報管理、福祉収納管理、福祉滞納管理、支払管理、福祉債権管理、個人番号情報連携、他システム連携及び業務マスタ保守を行う。 2 システムの共通的な情報、職員情報、及び権限情報等の管理を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他（児童手当システム）
システム3	
①システムの名称	共通基盤システム
②システムの機能	1 団体内統合宛名番号の付番と管理 当該システムで、同一個人番号で一意となる団体内統合宛名番号の付番、及び宛名番号と個人番号との紐付け管理機能を実現する。 2 符号取得のためのシステム連携 当該システムで団体内統合宛名番号を新たに付番した時、中間サーバへの符号取得要求及び符号取得依頼の受付を行う。 3 文字コードの変換機能 業務システムの文字コードと中間サーバ用の文字コードを変換する。 4 団体内統合宛名番号への変換・提供機能 業務システムと中間サーバの連携時に宛名番号（または個人番号）を団体内統合宛名番号に変換する。業務システムからの問合せに対して、団体内統合宛名番号を提供する。 5 システム間通信プロトコル対応 FTP連携時の通信プロトコル。 6 中間サーバからの要求による情報提供機能 中間サーバからの要求による中間サーバへの氏名、性別、生年月日及び住所（以下「4情報」という。）提供。中間サーバへ提供するための4情報管理（登録・更新）機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他（児童手当システム、中間サーバ・プラットフォーム）
システム4	
①システムの名称	中間サーバ・プラットフォーム
②システムの機能	1 符号管理機能 情報照会・情報提供に用いる個人の識別子である「情報提供用個人識別符号（以下「符号」という。）」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」を紐付け、その情報を保管・管理する。 2 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会・情報提供受領（照会した情報の受領）を行う。 3 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う。 4 既存システム接続機能 中間サーバと既存システム、共通基盤システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携する。 5 情報提供等記録管理機能 特定個人情報（連携対象）の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、保管・管理する。 6 情報提供データベース管理機能 特定個人情報（連携対象）を副本として、保有・管理する。 7 データ送受信機能 中間サーバと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会・情報提供、符号取得のための情報等を連携する。 8 操作者認証・権限管理機能 中間サーバを利用する操作者のアクセス権限・操作権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う。 9 システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期間切れ情報の消去を行う。

③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （ 共通基盤システム ）
システム5	
①システムの名称	サービス検索・電子申請機能
②システムの機能	1 住民向け機能 自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能。 2 地方公共団体向け機能 住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （ LGWAN-ASPサービス ）
システム6～10	
システム6	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	1 本人情報検索機能 統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組み合わせをキーに本人情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 2 情報照会機能 全国サーバに対して、住民票コード、個人番号又は4情報の組み合わせをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （ ）
システム7	
①システムの名称	RPAシステム
②システムの機能	1 自動システム登録機能 あらかじめ設定したシナリオに沿って、検索・転記・登録を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 （ 児童手当システム、AI-OCRシステム ）
システム8	
①システムの名称	AI-OCRシステム
②システムの機能	1 帳票定義機能 AI-OCRで読み取る項目等の設定を行う。 2 認識処理機能(PDFデータを電子データ化する機能) PDF化した手書きの児童手当・特例給付認定請求書をLGWAN-ASP経由で電子データ化する。 3 修正機能 電子データ化したデータをPDFと比較し、修正する。 4 結果出力機能(CSVで出力する) 電子データをCSV形式等で出力する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 （ LGWAN-ASPサービス、RPAシステム ）

システム9	
①システムの名称	ぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能)
②システムの機能	1 住民向け機能 住民が自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請できる機能 2 地方公共団体向け機能 住民が電子申請したデータを地方公共団体に公開する機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 市内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 (マイナポータル申請管理)
システム10	
①システムの名称	マイナポータル申請管理
②システムの機能	1 申請データダウンロード機能 住民がぴったりサービスを利用し電子申請したデータを、地方公共団体がダウンロードできる機能 2 申請処理状況登録機能 マイナポータルを通じて住民に表示される申請処理状況の登録ができる機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 市内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 (ぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能))
システム11～15	
システム11	
①システムの名称	Logoフォーム
②システムの機能	1 電子申請フォーム作成・集計機能 2 結果出力機能(CSVで出力する)
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 市内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 (LGWAN-ASPサービス)
3. 特定個人情報ファイル名	
児童手当情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法 第9条第1項 別表の81の項
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	☐ 実施する ☐ 実施しない ☐ 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 (命令における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項(42、53、76、125、141、161) (命令における情報照会の根拠) 106、107の項
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども家庭部管理課
②所属長の役職名	子ども家庭部管理課長
7. 他の評価実施機関	
—	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
児童手当情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)	
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
③対象となる本人の範囲 ※	・児童手当等の受給者・配偶者・児童(児童手当法第3・4条)。	
その必要性	・区在住者で未就学児童及び義務教育就学児童を監護するものが児童手当等を適正に受給できるよう、資格の取得・消滅、支給状況等を管理するため。	
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上	
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 5情報(氏名、氏名の振仮名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 (支払口座情報等、公金受取口座情報)	
	その妥当性	○識別情報 ・住所、年齢等の各種要件を満たす者、満たさない者を的確に把握し、該当者を受給者・配偶者・児童として適正に登録・支給等を行うために保有する。 ○連絡先情報 ・受給者に通知や確認等を行うために保有する。 ○業務関係情報 ・地方税関係情報は、杉並区に課税情報がある受給資格者及び配偶者の所得情報等を審査し、児童手当・特例給付の別を判断するために保有する。 ・児童福祉・子育て関係情報、支払口座情報等は、住所、年齢等の各種要件を満たす者、満たさない者を的確に把握し、該当者を受給者・配偶者・児童として適正に登録・支給等を行うために保有する。 ・年金関係情報は、受給者が被用者か否かで費用負担割合が異なるため、受給者の年金加入状況を確認し、被用区分(被用者・非被用者)を記録する。
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日	
⑥事務担当部署	子ども家庭部管理課	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 (区民生活部区民課、区民生活部課税課、政策経営部 情報管理課) ☐ 行政機関・独立行政法人等 (日本年金機構、日本私立学校振興・共済事業団、国家 公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、全国市 町村職員共済組合連合会、デジタル庁) ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 (他自治体) ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()
②入手方法		☐ 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ ☐ 電子メール [] 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 (住民基本台帳ネットワークシステム、サービス検索・電子申請機能、ぴったり サービス(サービス検索・電子申請機能))
③使用目的 ※		・新規認定・額改定請求及び各種届出に基づく審査を行うため。
④使用の主体	使用部署	子ども家庭部管理課、区民生活部区民課
	使用者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		・転入、出生時に住民票情報(既存住民基本台帳システム)(以下「住民票情報」という。)を基に資格認定を行い、児童手当システムで運用する。 ・児童手当システム上では、資格の取得後、手当の支給、現況届提出状況等を管理する。 ・転出、死亡等により資格が消滅する場合も住民票情報を基に処理をする。 ・他自治体に審査対象年度の所得情報がある受給資格者及び配偶者の所得情報を情報ネットワークから取得し、認定請求等に係る審査を行う。 ・年金機構等から受給資格者の年金加入情報を情報提供ネットワークシステムから取得し、認定請求等に係る審査を行う。
	情報の突合	・本特定個人情報ファイル(情報連携ファイル)の情報を更新する際に、共通基盤システムから受信した情報に関する更新データと、情報連携ファイルを、団体内統合宛名番号を元に、個人番号を特定し突合する。 ・児童手当ファイル認定入力時に、個人コードを突合キーとして住民票情報と突合し個人特定を行う。 ・住民情報系システムで保有する個人番号を突合キーとして共通基盤システムの個人番号と突合し、情報提供ネットワークにおいて情報照会するために利用する宛名を取得する。
⑥使用開始日		平成28年1月1日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (4) 件
委託事項1		システム保守
①委託内容		システム保守
②委託先における取扱者数		[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		・富士通株式会社 ・日本電気株式会社

再委託	④再委託の有無 ※	再委託する 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託するかしないかについては、委託契約によるが、再委託の必要がある場合は、事前に委託先と書面による協議を行い、再委託の必要性や業務内容、再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で許諾する。
	⑥再委託事項	システム保守の一部
委託事項2～5		
委託事項2		システム運用支援
①委託内容		システム運用支援
②委託先における取扱者数		10人以上50人未満 10人以上50人未満 10人以上50人未満 50人以上100人未満 100人以上500人未満 500人以上1,000人未満 1,000人以上
③委託先名		トーテックアメニティ株式会社
再委託	④再委託の有無 ※	再委託する 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託するかしないかについては、委託契約によるが、再委託の必要がある場合は、事前に委託先と書面による協議を行い、再委託の必要性や業務内容、再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で許諾する。
	⑥再委託事項	システム運用支援の一部
委託事項3		ガバメントクラウドへのデータ移行作業
①委託内容		ガバメントクラウドへのデータ移行作業
②委託先における取扱者数		50人以上100人未満 10人以上50人未満 50人以上100人未満 100人以上500人未満 500人以上1,000人未満 1,000人以上
③委託先名		富士通株式会社 日本電気株式会社
再委託	④再委託の有無 ※	再委託する 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託するかしないかについては、委託契約によるが、再委託の必要がある場合は、事前に委託先と書面による協議を行い、再委託の必要性や業務内容、再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で許諾する。
	⑥再委託事項	ガバメントクラウドへのデータ移行作業の一部
委託事項4		認定請求書受取後処理等及びコールセンター業務
①委託内容		認定請求書受取後処理等及びコールセンター業務
②委託先における取扱者数		10人以上50人未満 10人以上50人未満 50人以上100人未満 100人以上500人未満 500人以上1,000人未満 1,000人以上
③委託先名		株式会社パソナ

[illegible]

⑥提供方法	[☒] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	・情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先3	住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び番号法第19条8号に基づく主務省令表の第76の項
②提供先における用途	・住宅地区改良法による改良住宅(同法第二条第六項に規定する改良住宅をいう。第七十八条において同じ。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務
③提供する情報	・児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・児童手当等の受給者・配偶者・児童(児童手当法第3・4条)
⑥提供方法	[☒] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	・情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先4	都道府県知事等
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び番号法第19条8号に基づく主務省令表の第125の項
②提供先における用途	・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務
③提供する情報	・児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・児童手当等の受給者・配偶者・児童(児童手当法第3・4条)
⑥提供方法	[☒] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	・情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度

提供先5	独立行政法人日本学生支援機構
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び番号法第19条8号に基づく主務省令表の第141の項
②提供先における用途	・独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務
③提供する情報	・児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・児童手当等の受給者・配偶者・児童(児童手当法第3・4条)
⑥提供方法	[☒] 情報提供ネットワークシステム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 () [☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑦時期・頻度	・情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先6～10	
提供先6	都道府県知事等
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び番号法第19条8号に基づく主務省令表の第161の項
②提供先における用途	・「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務
③提供する情報	・児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・児童手当等の受給者・配偶者・児童(児童手当法第3・4条)
⑥提供方法	[☒] 情報提供ネットワークシステム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 () [☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑦時期・頻度	・情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
移転先1	区民部区民課
①法令上の根拠	・住民基本台帳法第7条第11号の2
②移転先における用途	・住民基本台帳法第7条に規定された事務

③移転する情報	・児童手当関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・児童手当受給者
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 () [☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑦時期・頻度	・異動があった都度、連携
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	＜杉並区における措置＞ 1 申請書、届出書等の紙媒体については、鍵付きの書庫等で保管する。 2 入退室管理装置及び監視カメラを設置し、かつ、使用目的別に物理的に区画、施錠した専用の室に設置したサーバに保管する。 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバ・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ＜ガバメントクラウドにおける措置(保管について)＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の規格に基づく認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 ＜ガバメントクラウドにおける措置(消去について)＞ ①特定個人情報の消去は区からの操作によって実施される。区の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等の規格にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、区が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破壊等を実施する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ 1 外部侵入防止:監視カメラの設置及び侵入検知システムを導入し、異常検出時に24時間365日対処可能な体制を整えている。 2 防犯対策・入退館管理:データセンターへの入室には二要素認証を導入し、入室の記録を監査している。また、入室の目的等に応じた入室可能範囲が設定されている。 3 持込・持出防止:モバイル機器の使用は管理されている。また、許可のない装置等の持出を禁止している。 ＜認定請求書受取後処理等及びコールセンター業務における措置＞ 申請書、届書の紙媒体については、鍵付きの書庫等で保管する。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

別紙【記録項目】のとおり

別紙【記録項目】

●児童手当情報ファイル 宛名情報

1	宛名番号	2	個人番号	3	世帯番号	4	カナ氏名
5	氏名	6	生年月日	7	性別	8	続柄
9	郵便番号	10	住所	11	方書	12	異動日
13	届出日	14	異動事由	15	国籍	16	在留資格
17	在留期間	18	在留期間の満了日	19	転入前郵便番号	20	転入前住所
21	転入前方書	22	転出先郵便番号	23	転出先住所	24	転出先方書
25	送付先情報	26	連絡先情報	27	口座情報	28	住民税情報
29	生活保護情報	30	手帳情報	31	国民年金情報		

●児童手当情報ファイル 資格情報

1	台帳番号	2	証書番号	3	配偶者有無	4	配偶者宛名番号
5	配偶者職業	6	外国人区分	7	支払方法	8	特例給付
9	被用区分	10	年金種別	11	年金保険区分	12	年金保険記号番号
13	勤務先	14	勤務先電話番号	15	処理日	16	認定処理日
17	申請日	18	受付確認日	19	認定日	20	消滅日
21	支給開始年月	22	事由発生日	23	事由(返戻保留却下消滅)	24	改定開始年月
25	資格状態	26	不備書類	27	現況届状態	28	現況最新提出年度
29	配偶者外国人登録日	30	配偶者外国人登録番号	31	支払保留区分	32	寄付有無
33	特徴有無	34	徴収有無	35	児童情報	36	年度情報
37	改定情報	38	住記通知情報	39	外国人情報	40	所得情報

●児童手当情報ファイル 徴収情報

1	台帳番号	2	証書番号	3	年度	4	児童宛名番号
5	徴収費用内容	6	徴収期	7	支払対象期	8	徴収状態
9	特徴対象月	10	徴収額	11	処理日	12	申請日
13	受付確認日	14	決定日	15	却下日	16	却下理由

●児童手当情報ファイル 支払情報

1	台帳番号	2	支払対象期	3	支払方法	4	支払先銀行
5	支払先支店	6	預金種目	7	口座番号	8	口座名義人カナ
9	口座名義人漢字	10	支払予定金額	11	調整金額	12	支払済金額
13	支払予定日	14	支払日	15	支払状態		

○情報連携ファイル

1	3歳未満児童数	2	3歳以上小学校修了前児童数	3	中学生児童数	4	合計児童数
5	3歳未満月額	6	3歳以上小学校修了前月額	7	中学生月額	8	合計月額
9	支給開始年月	10	支給終了年月日	11	認定年月日	12	改定年月日
13	公金受取口座情報	14	高校生児童数	15	高校生月額		

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
児童手当情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク：目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・「子ども家庭部管理課情報セキュリティ実施手順」に基づき、情報セキュリティ教育を実施する際、対象者と無関係な情報及び対象者情報であっても業務に不必要な情報へのアクセスは不正アクセスに該当し、番号法及び個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」という。）における罰則規定があること、操作ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することで、コンプライアンスの意識を高め、対象者以外の情報入手を抑止（防止）する。 ・児童手当等に係る手続き（請求・届出等）で、窓口で情報を入力する場合は、番号法16条及び同施行令第12条に基づき、本人確認書類の提示等を受けることで、対象者以外の情報入手を防止する。 ・認定請求書と同意書（配偶者の所得を確認する必要がある場合で、公簿で確認する場合に提出を受ける。）については、本人しか知りえない個人番号の記載があり、情報突合の際には、この個人番号の一致も審査する。 ・認定請求書等については、児童手当法施行規則等で示された様式に基づき、必要以外の情報が記載できない書式とする。 ・認定等の入力処理時において、入力担当と点検担当を別にし、二重チェックを行うことで、資料の取り違え等による対象者以外の情報の誤入力を防止する。 ・サービス検索・電子申請機能からの児童手当等に係る手続き（請求・届出等）は、申請者が画面の誘導に従いサービスを検索の上、申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面の誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<不適切な方法で入手が行われるリスク対策> ・番号法及び個人情報保護法における罰則規定を広く職員に周知することで不適切な方法による情報入手を防止する。 ・児童手当等に関する事務を取り扱うにあたり、根拠法令である児童手当法及び同施行令等に規定された内容を遵守することで、不適切な方法による情報の入手を防止する。 ・「子ども家庭部管理課情報セキュリティ実施手順」による情報セキュリティ教育実施の際、根拠法令等の規定に基づく正当な資料の入手を指導徹底する。 ・本人から情報を取得する場合は、児童手当等の審査資料となる旨を説明した上で取得する。 ・他自治体、日本年金機構等、本人以外からの情報をシステムを通して取得する場合は、アクセス権が与えられた者のみが取得できるようにシステムの制限する。 ・日付の範囲指定で操作ログを採取し、入手時期や件数等で不自然な受給事由の認定等が行われていないかを確認する。 ・申請者がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 ・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において、申請者に何の手続を探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作してもらい、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、申請者に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施できるように措置を講じている。 <入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク対策> ・本人から個人番号の提供を受ける場合には、個人番号カードや通知カード等の提示を受ける。また、本人確認を行う際は、番号法16条及び施行令第12条に基づき、本人確認書類の提示等を受ける。また、受けた申請書等については、4情報を確認することで入手する情報の正確性を担保する。 ・他自治体や日本年金機構等、本人以外から個人番号の提供を受ける際は、情報提供元が本人に対して個人番号及び4情報が正しいことを確認する。 ・国等から示される事務処理要領等を参考に事務処理対象者の個人番号カード等の提示を受け、本人確認及び個人番号の確認を行う。 ・入手した特定個人情報について、保持している特定個人情報と突合を行い、真正性及び正確性確認を行う。 ・個人番号カードの提示が無い場合には、運転免許証の提示等により得られた本人確認情報とシステムによって確認する本人確認情報との対応付けを行い、個人番号が本人のものであることを担保する。 ・住民登録外者の場合は、住民基本台帳ネットワークを通して住民登録地である他自治体へ個人番号を照会し、本人確認情報との対応付けを行う。 ・窓口での聴聞や添付書類との整合性から正確性を担保する。 ・情報の入力、削除、訂正を行う場合には処理者と点検者を別にし、二重チェックを行うことで正確性を担保する。 ・杉並区に住民登録をしている者の4情報及び個人番号については、住民基本台帳に関する事務における手順により正確性が担保される。 ・公簿情報（住民登録及び所得等）の確認等ができない又は添付書類に不足がある場合は、提出や情報確認ができるまでは認定保留の取扱いとし、一定期間その提出等がない場合は却下扱いとする。	

・申請者がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した業務主管課は署名検証（有効性確認、改ざん検知等）を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。

＜入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク対策＞

・窓口で本人又は本人の代理人が来庁する場合は、職員が直接認定請求書等を収受する。また、受付事務等が完了次第、直ちに書類を定められた保管箱へ格納する。

・郵送で情報入手する場合は、送付先誤り等による情報漏えい・紛失等を防止するため、事前に担当所属名及び所在地を広く周知する。また、返信用封筒等はあらかじめ担当所属名及び所在地を印刷等したものを使用する。

・端末には、外部媒体へのデータ出力を制御するためのソフトウェアを導入し、データの外部媒体出力は、予め所属内で定めている管理者が当該ソフトウェアによって承認処理を行った場合にのみ可能とする。データ持ち出し時に使用する電子媒体（USBメモリ等）は、施錠管理する保管場所に保管し、持出管理を行い、記録データについては、処理後直ちに消去し、消去したことを複数名で確認する。

・システム起動に必要なソフトウェアは、情報管理課への申請による必要個数のみが貸与されるため入力が行える端末を限定し、操作に必要なID、パスワードは、各所属長から情報システム担当課長への申請により付与する運用とすることで、操作権限のない者による不正な操作を防止する。

・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体の間は、LGWAN、VPN等の回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。

3. 特定個人情報の使用

リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク

リスクに対する措置の内容	・宛名システム機能は共通基盤システムが実施する仕組みであり、個人番号利用事務以外では個人番号の検索ができないよう、システム上で制御する。 ・共通基盤システムには個人番号、4情報等の情報連携に必要となる情報のみ記録し、不必要な情報との紐付けができないよう、システム上で制御する。 ・入力する端末機は、入退室管理をする執務室でのみ操作可能であり、システムを利用する者ごとに配布されたユーザID・パスワードによる認証及び生体認証を行うことで不要なアクセスを防止する。 ・個人番号利用事務のみ個人番号検索を可能とする仕組みとするため、他システムにおける個人番号利用事務以外からの情報の紐付けは行えないよう、システム上で制御する。 ・ファイアウォールを設置し、システム間の接続を制御することにより、予め許可したシステムを除く外部のシステムからの接続が行われないよう制御する。 ・ファイアウォールで制御したシステム間の通信は、ログとして記録し、ログの確認により適正な通信が行われているか監視する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク

ユーザ認証の管理	[行っている]	＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・端末の事前登録（端末認証）を行い、ユーザID・パスワードによる認証及び生体認証を行う。また、パスワードは「資源管理基準」及び「庁内ネットワーク等利用要領」により定められた期間内に変更する。 ・登録されているユーザ情報については、管理権限を付与された職員が定期的に確認し、記録に残す。 ・職員1人に付与されるIDは1つのみで、IDの共有を禁止する。	
その他の措置の内容	1 アクセス権限の発行・失効の管理 ・アクセス権限の発行は、業務主管課からの発行申請により情報システム担当課長の承認後、当該課長から管理権限を付与された職員が行う。失効は、業務主管課からの解除申請により、管理権限を付与された職員が行う。この他、申請漏れ等への対応として、人事異動情報その他の権限失効に関わる情報を管理権限を付与された職員が得た段階で、随時その権限の失効を行う。 2 アクセス権限の管理 ・セキュリティ責任者（所属長）はアクセス権限と事務の対応表（事務担当者に対する権限付与の範囲を規定したもの）を作成し、定期的に付与されている権限と対応表が一致しているか点検を行い、違いが発見された場合には、ただちに適正な状態に修正する。 ・ユーザーアカウントおよびアクセス権について不要・不適切なものがないか定期的に確認する手順が「子ども家庭部管理課情報セキュリティ実施手順」に定められており、当該規定に基づき確認を行う。 ・各システム共にユーザIDの共有を禁止している。 3 特定個人情報の使用の記録 ・システムの操作ログを保管する。ログは個人番号を参照・入力した際に個人単位で記録する。 ・保管するログは、物理的に区画・施錠された保管棚で、「杉並区文書等保存年限基準」及び「子ども家庭部管理課情報セキュリティ実施手順」に基づき管理する。 4 入退室管理 ・不正な第三者からのアクセスを制御するため、特定個人情報を取り扱う執務室内への入退室管理について「子ども家庭部管理課情報セキュリティ実施手順」に規定し、規定された内容を遵守することで、権限のない者が特定個人情報を使用するリスクに対応する。	

リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
1 従業者が事務外で使用するリスク対策 ・児童手当に関する事務を取り扱う職員に対して、セキュリティに関する研修を行い、個人情報保護の重要性について教育するとともに、業務外での情報収集の禁止等の指導を徹底することで、事務外の使用を防止する。 ・操作ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することで、コンプライアンスの意識を高め、事務外での使用を防止する。 2 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク対策 ・情報の持ち出しについて「庁内ネットワーク等利用要領」及び「子ども家庭部管理課情報セキュリティ実施手順」の中で規定し、職員に周知・徹底する。 ・端末には、大量複製につながるUSBメモリ等の使用について、外部媒体へのデータ出力を制御するためのソフトウェアを導入し、データの外部媒体出力は、予め所属内で定めている管理者が当該ソフトウェアによって承認処理を行った場合にのみ可能とする。データ持ち出し時に使用する電子媒体(USBメモリ)は、施錠管理する保管場所に保管し、持出管理を行い、記録データについては、処理後直ちに消去し、消去したことを複数名で確認する。その他の端末はUSBポートからのデータ出力を不可とする。また、管理権限を付与された職員以外はOSの設定変更、ソフトウェアの変更等を行えないよう、システム上で制御する。 ・バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先に対し指導している。	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない	
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	以下について、個人情報特記仕様書にて個人情報の取り扱いについて明記している。 ・個人情報の適切な管理 ・秘密の保持 ・再委託の制限 ・目的外の使用の禁止 ・第三者への提供の制限 ・複写及び複製の制限 ・個人情報の返還・廃棄 ・個人情報の取扱いに関する実地検査 ・事故発生時の報告 ・関係法令の遵守 また、次の内容を仕様書に盛り込むこととしている。 ・リモート保守を実施する場合やデータ移行作業をする場合は専用区画で実施することとし、入退室の記録を残している。 ・保守等に用いる端末へのログインには多要素認証を用いることとし、許可された者以外の作業を禁止している。 ・業務データを取り扱う端末のインターネットへの接続を禁止している。 ・次のような場合を除き、区はガバメントクラウドから保守事業者の環境へのデータの持ち出しを許可していない。 ①ガバメントクラウドへのサイバー攻撃等により、ガバメントクラウド上からデータを退避する必要性が生じた場合 ②ガバメントクラウド上のシステムで障害が発生し、クラウド環境では原因が特定できない場合 ③業務データを保管するために利用しているクラウド事業者を変更する場合 ④このほか、ガバメントクラウドからデータを持ち出すことに緊急または相当の必要性があると区が認める場合 ・保守事業者は、ガバメントクラウドからのデータの持ち出しを行った場合、保守事業者の環境に持ち出したデータを保管する必要がなくなった段階で、速やかに返還又は廃棄し、区に報告することとしている。 ・業務データの保守環境からの持ち出しは許可していない。

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保		<選択肢> [十分にしている] 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
	具体的な方法	・原則として再委託は行わないが、再委託に関する承認申請書により、再委託理由等を明確にし、区が承認した業者については、再委託を許諾するとともにセキュリティ事項については委託と同様の措置を義務付ける。 ・「個人情報に係る特記仕様書」において、「再委託等を行う場合、受託者は、再委託等において実施される業務についての本特記事項遵守について監督及び区への必要な報告を行わなければならない」としている。この報告により、委託先において、再委託先の特定個人情報の取扱いの監督を行っているかどうかを区が間接的に監督する。
その他の措置の内容		・委託する際は、ISMS、プライバシーマーク等の認証取得を求めるなど、委託先の社会的信用と能力を確認する。 ・「個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン」に基づき、区が個人情報を保護するために必要があると認めるときは、受託者が業務を行う事務所、作業所等の立入り、個人情報の管理状況等について調査・立入調査を実施する。また、受託者が再委託を行っている場合は、再委託先に対しても区は受託者に対する調査と同様の調査を実施する。 ・委託先で特定個人情報ファイルの処理等に係る者を明確化するため、契約後速やかに所属・氏名等を明記した実施体制の提出を義務付ける。また、体制に変更があった場合にも、変更後の体制を速やかに提出することを義務付ける。 ・委託事業者に対し、個人情報保護にかかる誓約書を提出させるとともに、セキュリティ研修の実施を義務付ける。 ・誓約書の提出があった要員に対してのみシステム操作の権限を与える。 ・システムの操作ログを記録している。 ・操作権限によって画面表示される項目及び発行する帳票は必要なもののみとする。 ・契約で、委託業務実施場所を、区が指定する場所及び委託事業者が申請し区が承認した委託事業者内の場所に限定している。また、当該指定又は承認した場所以外への業務データの持ち出しを禁止している。 ・委託事業者の業務実施場所において、携帯電話やカメラ等の通信機器や録画機器の使用を、契約で制限している。
リスクへの対策は十分な		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない		
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール		[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	ルール内容及びルール遵守の確認方法	・区で管理する個人情報を移転・提供する際には、番号法及び個人情報保護法の規定により、その範囲を厳格に規定し、当該規定内容のみ提供・移転する制御をシステムで行う。 ・「子ども家庭部管理課情報セキュリティ実施手順」に規定された自己点検・内部監査等により、ルール遵守の確認を行う。
その他の措置の内容		・本特定個人情報ファイルを取り扱うシステムは入退室管理をする物理的に区画された執務室でしか操作を行えず、システムの操作権限を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限している。 ・システム操作に必要なソフトウェアについては情報管理課への申請に基づいて必要数のみを付与するので入力を行える端末機は限定される。また操作に必要なID、パスワードは、各所属長から情報システム担当課長への申請に基づいて付与することで操作権限のない者による不正な操作を防止する。

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応する。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みとなる。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3) 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受信し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については、自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受信及び情報提供を行う機能。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

《不適切な接続端末の操作やオンライン連携等のリスク》

＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞

- ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容を記録し抑止する。
- ・定期的なログの確認をルール化し実施する。実施の頻度等については中間サーバの不正検知の方法、ログの参照を行う自治体の環境等が明らかになった後、適正な期間を「情報連携端末運用手順書」に定め実施する。

《安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク、入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク対策》

＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞

- ・中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することを担保する。

《入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク、不適切な方法で提供されるリスク》

＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞

- ①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。
 - ②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。
 - ③中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはない。
 - ④情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動削除し、リスクを軽減する。
- ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞
- ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用する。
 - ・中間サーバと団体については、VPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化する。
 - ・特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)し、利用する団体であっても他団体が管理する情報へのアクセスを不可とする。
 - ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行い、中間サーバ・プラットフォームの保守・運営事業者における情報漏洩等のリスクを極小化する。
 - ・中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスを不可とする。

《誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク》

＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞

- ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受信した上で、情報照会内容に対応した情報提供をする。
- ・情報提供データベース管理機能(特定個人情報を副本として保存・管理する機能)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容確認を行う。
- ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータの出力機能を有する。

《不正な名寄せが行われるリスク対策》

＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞

- ・情報連携においてのみ、符号を用いることをシステム上で担保する。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		

その他の措置の内容	≪物理的対策≫ ・区に設置する特定個人情報を記録するサーバは、入退室管理装置及び監視カメラを設置し、かつ、使用目的別に物理的に区画、施錠した専用の室に設置する。また、当該室内に別区画を設け、データ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する場所を設ける。 ・機器更新、交換等に伴い旧機器に保持されているデータを消去する場合は、情報を消去し、その記録をデータ消去証明として残す。 ・児童手当ファイルに関係する認定請求書等の紙媒体については、認定番号順にファイリングし、施錠管理できる書庫等に2年間保管する。2年を経過したものについては、杉並区文書等管理規程に基づき、文書倉庫で管理し、保存年限を超えたものは廃棄する。 ・デスクトップ型端末はセキュリティワイヤによる盗難防止を行い、ノート型端末はキャビネットに施錠保管する。 ・職員が離席する際には時間経過によりロックする。 <不正プログラム対策> ・端末にウイルス対策ソフトを採用し、ウイルスパターンファイルは最新のものを適用する。 <不正アクセス対策> ・区のLAN及びWAN(インターネット網)からの通信はファイアウォールにより遮断する。 <特定個人情報(データ)が古い情報のまま保管され続けるリスク対策> ・本特定個人情報ファイルの個人情報は、住基及び住民登録外者の異動情報を取得し、内部番号を基に最新の情報に反映されるため、このリスクは存在しない。 ・請求や届出に基づき更新され、認定通知書や現況届の勧奨等により区民に通知するため、区民側でも確認可能なことから、このリスクは存在しない。 <特定個人情報(データ)が消去されずいつまでも存在するリスク対策> ・保存年限を経過したデータは、定期的に業務主管課から情報システム担当課長に依頼し、情報管理課職員による消去処理を行い、その記録を残す。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ≪技術的対策≫ <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ④中間サーバ・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ⑤中間サーバのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバ・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑥中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ⑦中間サーバ・プラットフォームの移行の際は、中間サーバ・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。
リスクへの対策は十分か	<選択肢> [十分である] 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 (特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク対策) ・保有する項目に変更がある場合、オンラインで更新される仕組みのため、古い情報のまま保管され続けるリスクは存在しない。 ＜ガバメントクラウドにおける措置(物理的対策)＞ ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 ＜ガバメントクラウドにおける措置(技術的対策)＞ ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②区が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用について【第2.1版】」(令和6年7月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。))又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤区が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムの環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦区やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧区が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウド内の特定個人情報を記録するサーバについては、次の対策を行っている。 ・サーバ設置エリアへの入退室管理 ・監視カメラ及び侵入検知防止システムによる常時監視 ・事前申請による入館管理 ・入館時における二要素認証の実施及び入退室状況の監査	
8. 監査	
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [☐] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	・人事異動等により、新規に事務を取り扱う場合における、個人情報の取り扱いに係る研修の実施について「子ども家庭部管理課情報セキュリティ実施手順」で規定し、研修を実施する。また、異動者に限らず、職員については定期的に個人情報保護に係るセキュリティ等研修を実施する。 ・委託事業者に対し、個人情報保護にかかる誓約書を提出させるとともに、セキュリティ研修の実施を義務付ける。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。 ②IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。

10. その他のリスク対策

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

- ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。
- ②政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。
- ③中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。

＜ガバメントクラウドにおける措置＞

ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する区及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、区に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、区とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部情報管理課情報公開係
②請求方法	・指定の様式を定め、書面により、窓口で受け付けている。(詳細は、下記URLもしくは、“2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ①連絡先”への問合せにより確認できる。) ・書面の様式・受付手続きの詳細のリンク先 杉並区公式ホームページ申請書サービス-行政関連-情報公開等-自己情報開示・訂正・消去・利用中止請求書(https://www.city.suginami.tokyo.jp/s005/shinseisho/8511.html)
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区子ども家庭部管理課子ども医療・手当係
②対応方法	・問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録に残す。 ・情報漏えい等の重大な事案に関する問い合わせについて、関係先に事実確認を行う為の標準的な処理期間を設ける。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和8年2月20日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	児童手当に関する事務重点項目評価書(案)を区公式ホームページ、閲覧場所による公示。 意見をはがき、封書、ファックス、Eメール、閲覧場所にある意見用紙により受け付ける。
②実施日・期間	令和6年8月1日から令和6年8月31日
③主な意見の内容	1件 システム構築の技術的な面での信頼性に疑問がある。政府に対する信頼度も低い中での、情報の一本化は避けるべき。
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	区民意見聴取手続き実施後に実施
②方法	杉並区情報公開・個人情報審議会による第三者点検を実施した。
③結果	杉並区情報公開・個人情報審議会において、児童手当に関する事務の特定個人情報保護評価書の適合性・妥当性の審査の結果、本特定個人情報保護評価においては、それらのリスク対策が適切に講じられていることを確認するとともに、特定個人情報ファイルの取扱いに伴い個人のプライバシーへの影響を及ぼす可能性がある事項や問題について適切に評価、確認及び取組が実施されていることを確認した。

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年1月1日	V 1①実施日	令和元年5月31日	2020/10/14	事後	自己点検
令和3年1月1日	I 6①部署	子ども家庭部子育て支援課	子ども家庭部管理課	事後	組織改正
令和3年1月1日	I 6②所属長の役職名	子育て支援課長	子ども家庭部管理課長	事後	組織改正
令和3年1月1日	II 2⑥事務担当部署	子ども家庭部子育て支援課	子ども家庭部管理課	事後	組織改正
令和3年1月1日	II 3④使用部署	子ども家庭部子育て支援課	子ども家庭部管理課	事後	組織改正
令和3年1月1日	III 2リスクに対する措置の内容	「子育て支援課情報セキュリティ実施手順」	「子ども家庭部管理課情報セキュリティ実施手順」	事後	組織改正
令和3年1月1日	III 2特定個人情報の入手におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	「子育て支援課情報セキュリティ実施手順」	「子ども家庭部管理課情報セキュリティ実施手順」	事後	組織改正
令和3年1月1日	III 3その他の措置の内容 2、3、4	「子育て支援課情報セキュリティ実施手順」	「子ども家庭部管理課情報セキュリティ実施手順」	事後	組織改正
令和3年1月1日	III 3特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 2	「子育て支援課情報セキュリティ実施手順」	「子ども家庭部管理課情報セキュリティ実施手順」	事後	組織改正
令和3年1月1日	III 5ルール内容及び ルールの遵守の確認 方法	「子育て支援課情報セキュリティ実施手順」	「子ども家庭部管理課情報セキュリティ実施手順」	事後	組織改正
令和3年1月1日	III 9具体的な方法	「子育て支援課情報セキュリティ実施手順」	「子ども家庭部管理課情報セキュリティ実施手順」	事後	組織改正
令和3年1月1日	IV 2①連絡先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区子ども家庭部子育て支援課子ども医療・手当係	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区子ども家庭部管理課子ども医療・手当係	事後	組織改正
令和3年1月1日	表紙 特記事項	本評価書による事務の開始は、システム再構築後の運用開始を予定している令和3年1月からとなるため、新規に評価書を作成しています。このため、令和2年12月末までは、現行評価書による運用となります。	-	事前	変更日と同日、運用開始のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年1月1日	IV開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②請求方法	(略) ・書面の様式・受付手続きの詳細のリンク先 杉並区公式ホームページ申請書サービス-行政関連-情報公開等-自己情報開示・訂正・消去・利用中止請求書 (URL: http://www.city.suginami.tokyo.jp/shinseisho/gyosei/johokoukai/1006209.html)	(略) ・書面の様式・受付手続きの詳細のリンク先 杉並区公式ホームページ申請書サービス-行政関連-情報公開等-自己情報開示・訂正・消去・利用中止請求書 (URL: https://www.city.suginami.tokyo.jp/shinseisho/gyosei/johokoukai/1006209.html)	事後	公式ホームページアドレス修正による
令和4年3月18日	I 5②法令上の根拠	・番号法第19条第7号及び別表第2	・番号法第19条第8号及び別表第2	事後	法令改正
令和4年3月18日	II 5提供先1～3	番号法第19条第7号及び別表第2の○の項	番号法第19条第8号及び別表第2の○の項	事後	法令改正
令和4年3月18日	III 6リスク1	(※2)番号法別表第2及び第19条第8号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2)番号法別表第2及び第19条第9号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事後	法令改正
令和4年3月18日	V 1①実施日	2020/10/14	2021/9/28	事後	自己点検
令和4年3月18日	I 2個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム1～6	システム1～8	事後	定型業務の効率化を目的としたシステム導入
令和5年4月17日	I 1①事務の名称	児童手当に関する業務	児童手当に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年4月17日	I 1②事務の概要	(追加)	13 公金受取口座情報の照会	事後	重要な変更にあたらない(リスク変動なし)
令和5年4月17日	I 2	(追加)	「システム9」を追加	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年4月17日	I 2	(追加)	「システム10」を追加	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年4月17日	II 2④記録される項目 主な記録項目	[○]その他(支払口座情報等)	[○]その他(支払口座情報等、公金受取口座情報)	事後	重要な変更にあたらない(リスク変動なし)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月17日	Ⅱ 3①入手元	[○]評価実施機関内の他部署(区民生活部区民課、区民生活部課税課、政策経営部情報政策課) [○]行政機関・独立行政法人(日本年金機構、日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会)	[○]評価実施機関内の他部署(区民生活部区民課、区民生活部課税課、政策経営部情報管理課) [○]行政機関・独立行政法人(日本年金機構、日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会、デジタル庁)	事後	重要な変更にあたらない(リスク変動なし)
令和5年4月17日	Ⅱ 3②入手方法	[○]その他(住民基本台帳ネットワークシステム、サービス検索・電子申請機能)	[○]その他(住民基本台帳ネットワークシステム、サービス検索・電子申請機能、ぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能))	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年4月17日	別添1 特定個人情報ファイル記録項目	(追加)	○情報連携ファイル 13公金受取口座情報	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年4月17日	Ⅲ 2特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	情報政策課	情報管理課	事後	重要な変更にあたらない(リスク変動なし)
令和5年4月17日	Ⅲ 5その他の措置の内容	情報政策課	情報管理課	事後	重要な変更にあたらない(リスク変動なし)
令和5年4月17日	Ⅲ 7リスク1 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	[発生あり]	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年4月17日	Ⅲ 7リスク1 ⑨その内容	(追加)	令和4年11月5日、区職員が住民基本台帳ネットを不正に検索して得た個人情報を漏えいしたとして、住民基本台帳法違反容疑により逮捕される事案が発生した。 ※本事案は、当該職員が区民生活部区民課に在籍していた令和3年度に発生した。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月17日	Ⅲ 7 リスク1 ⑨ 再発防止策の内容	(追加)	「杉並区職員の逮捕に伴う再発防止対策検討委員会報告書」に基づき、再発防止対策を実施する。 再発防止策は以下(1)～(3)のとおりである。 (1) 操作ログ点検の充実・強化 ・氏名等による検索は、事前に検索内容を記録票へ記入して、他の職員の確認を受けた上で行う。 ・操作ログの点検は各課で毎月実施することとし、その操作ログと記録票を突合する。 (2) 職員に対する教育・研修の充実・強化 ・初任者研修等に加え、新たに毎年、全職員に対して職場ごとに公務員倫理・情報セキュリティの研修を実施する。 ・住基ネット操作権限を持つ職員に対しては、権限付与時の教育・研修に加え、新たに毎年、動画視聴方式等による教育・研修を実施する。 ・区民課の住基ネット業務管理補助者に対する教育・研修(区民課住基ネット業務管理補助者研修)については、初任時に加え、新たに毎年、教育・研修を実施する。 ・住基ネットに関する職員自己点検の内容について、設問を見直す。 (3) 職場環境の見直し ・各職場において、セキュリティ対策について、話し合いを行い、必要に応じて、住基ネット端末の設置場所などのレイアウト変更を行う等、職場環境の必要な見直し・改善を図り、より一層風通しのよい職場づくりを進め、職場全体で不正行為を防止する。 ・情報の持出しを防ぐために、区民課の住基ネット端末設置エリアへの電子機器持込みは原則禁止とする。 ・住基ネット端末設置エリアには、このことを張り紙等で明示する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年4月17日	Ⅲ 7 その他の措置の内容	情報政策課	情報管理課	事後	重要な変更にあたらない(リスク変動なし)
令和5年4月17日	Ⅳ 1 ① 請求先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部情報政策課情報公関係	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部情報管理課情報公関係	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年4月17日	V 1. ① 実施日	2021/9/24	2022/12/7	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月24日	I 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ①システムの名称 ②他のシステムとの接続	中間サーバコネクタ	共通基盤システム	事後	機器更改のため
令和6年1月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 4特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ③委託先名 ④再委託の有無	③委託契約により決定する予定 ④再委託する	③トータルアメニティ株式会社 ④再委託しない	事後	委託契約を締結したため
令和6年1月24日	IIIリスク対策 2特定個人情報の入手 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	番号法及び杉並区個人情報保護条例における罰則規定があること、	番号法及び個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」という。）における罰則規定があること、	事後	条例改正のため
令和6年1月24日	IIIリスク対策 2特定個人情報の入手 特定個人情報の入手におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・番号法及び杉並区個人情報保護条例における罰則規定を広く職員に周知することで不適切な方法による情報入手を防止する。	・番号法及び個人情報保護法における罰則規定を広く職員に周知することで不適切な方法による情報入手を防止する。	事後	条例改正のため
令和6年1月24日	IIIリスク対策 4特定個人情報の取扱いの委託 委託先における不正な使用等のリスク 規定の内容	以下について、個人情報特記仕様書にて個人情報の取り扱いについて明記している。 ・個人情報の適切な管理 ・秘密の保持 ・再委託の禁止 ・目的外の使用の禁止 ・第三者への提供の禁止 ・複写及び複製の禁止 ・個人情報の返還・廃棄 ・個人情報の取扱いに関する立入調査 ・事故発生時の報告 ・法令及び杉並区の条例遵守	以下について、個人情報特記仕様書にて個人情報の取り扱いについて明記している。 ・個人情報の適切な管理 ・秘密の保持 ・再委託の制限 ・目的外の使用の禁止 ・第三者への提供の制限 ・複写及び複製の制限 ・個人情報の返還・廃棄 ・個人情報の取扱いに関する実地検査 ・事故発生時の報告 ・関係法令の遵守	事後	特記仕様書の改訂のため
令和6年1月24日	IIIリスク対策 5特定個人情報の提供・移転	・区で管理する個人情報を移転・提供する際には、番号法及び杉並区個人情報保護条例の規定により、その範囲を厳格に規定し、当該規定内容のみ提供・移転する制御をシステムで行う。	・区で管理する個人情報を移転・提供する際には、番号法及び個人情報保護法の規定により、その範囲を厳格に規定し、当該規定内容のみ提供・移転する制御をシステムで行う。	事後	条例改正のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月24日	I 基本情報 システム4 ②システムの機能	4 既存システム接続機能 中間サーバと既存システム、中間サーバコネクタとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。	4 既存システム接続機能 中間サーバと既存システム、共通基盤システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。	事後	機器更改のため
令和6年1月24日	I 基本情報 システム4 ③他のシステムとの接続	その他 中間サーバコネクタ	その他 共通基盤システム	事後	機器更改のため
令和6年1月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 3 特定個人情報ファイルの入手・使用 ⑤使用方法 情報の突合	・本特定個人情報ファイル(情報連携ファイル)の情報を更新する際に、中間サーバコネクタから受信した情報に関する更新データと、情報連携ファイルを、団体内統合宛名番号を元に、個人番号を特定し突合する。 (略) ・住民情報系システムで保有する個人番号を突合キーとして中間サーバDBコネクタの個人番号と突合し、情報提供ネットワークにおいて情報照会するために利用する宛名を取得する。	・本特定個人情報ファイル(情報連携ファイル)の情報を更新する際に、共通基盤システムから受信した情報に関する更新データと、情報連携ファイルを、団体内統合宛名番号を元に、個人番号を特定し突合する。 (略) ・住民情報系システムで保有する個人番号を突合キーとして共通基盤システムの個人番号と突合し、情報提供ネットワークにおいて情報照会するために利用する宛名を取得する。	事後	機器更改のため
令和6年1月24日	IIIリスク対策 リスク1 リスクに対する措置内容	・宛名システム機能は中間サーバコネクタが実施する仕組みであり、個人番号利用事務以外では個人番号の検索ができないよう、システム上で制御する。 ・中間サーバコネクタには個人番号、4情報等の情報連携に必要な情報のみ記録し、不必要な情報との紐付けができないよう、システム上で制御する。	・宛名システム機能は共通基盤システムが実施する仕組みであり、個人番号利用事務以外では個人番号の検索ができないよう、システム上で制御する。 ・共通基盤システムには個人番号、4情報等の情報連携に必要な情報のみ記録し、不必要な情報との紐付けができないよう、システム上で制御する。	事後	機器更改のため
令和6年6月20日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 【事務内容】 6. 年齢到達	・3歳到達、年度末の12歳・15歳・18歳到達処理及び額改定又は消滅を行う。	・3歳到達、年度末の12歳・15歳・18歳・22歳到達処理及び額改定又は消滅を行う。	事前	児童手当制度改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月20日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 12 財務会計処理及び各種統計に係る事務	・定時(10月・6月・2月)及び随時(他の月)に口座振替で支給又は支払調整を行う。 ・返還金の収納等を行う。 ・都への統計報告や予算・決算等のため、各種統計集計を行う。	・定時(10月・12月・2月・4月・6月・8月)及び随時(他の月)に口座振替で支給又は支払調整を行う。 ・返還金の収納等を行う。 ・都への統計報告や予算・決算等のため、各種統計集計を行う。	事前	児童手当制度改正に伴う変更
令和6年6月20日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム11 ①システムの名称 ②システムの機能 ③他のシステムとの接続	記載なし	①システムの名称 Logoフォーム ②システムの機能 1 電子申請フォーム作成・集計機能 2 結果出力機能(CSVで出力する) ③○その他 (LGWAN-ASPサービス)	事前	児童手当制度改正に伴う変更
令和6年6月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 認定請求書受取後処理等及びコールセンター業務 ①委託内容 ②委託先における取扱者数 ③委託先名 ④再委託の有無	記載なし	委託事項4 認定請求書受取後処理等及びコールセンター業務 ①委託内容 認定請求書受取後処理等及びコールセンター業務 ②委託先における取扱者数 10人以上50人未満 ③委託先名 ・株式会社パソナ ④再委託の有無 再委託しない	事後	児童手当制度改正に伴う変更
令和6年6月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去保管場所	認定請求書受取後処理等及びコールセンター業務における措置に関する記載なし	＜認定請求書受取後処理等及びコールセンター業務における措置＞ 申請書、届書の紙媒体については、鍵付きの書庫等で保管する。	事後	児童手当制度改正に伴う変更
令和6年6月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 7. 備考 (別添1)ファイル記録項目 別紙【記録項目】 ○情報連携ファイル	14, 15記載なし	14 高校生児童数 15 高校生月額	事後	児童手当制度改正に伴う変更
令和6年11月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無 件数	3件	4件	事後	ガバメントクラウド移行に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 システム保守 ②委託先における取扱者数	100人以上500人未満	50人以上100人未満	事前	従事人数の変更
令和6年11月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 システム保守 ④再委託の有無 ⑤再委託の許諾方法 ⑥再委託事項	④再委託する ⑤再委託の必要がある場合は、事前に委託先と書面による協議を行い、再委託の必要性や業務内容、再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で許諾している。 ⑥システム保守の一部	④再委託する ⑤再委託するかしないかについては、委託契約によるが、再委託の必要がある場合は、事前に委託先と書面による協議を行い、再委託の必要性や業務内容、再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で許諾する。 ⑥システム保守の一部	事前	ガバメントクラウド移行に伴う変更
令和6年11月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 システム運用支援 ④再委託の有無 ⑤再委託の許諾方法 ⑥再委託事項	④再委託しない ⑤記載なし ⑥記載なし	④再委託する ⑤再委託するかしないかについては、委託契約によるが、再委託の必要がある場合は、事前に委託先と書面による協議を行い、再委託の必要性や業務内容、再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で許諾する。 ⑥システム運用支援の一部	事前	ガバメントクラウド移行に伴う変更
令和6年11月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 インフラ環境運用保守	インフラ環境運用保守	委託事項3に関する記載は全て削除	事前	ガバメントクラウド移行に伴う変更
令和6年11月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3	記載なし	ガバメントクラウドへのデータ移行作業	事前	ガバメントクラウド移行に伴う変更
令和6年11月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ガバメントクラウドへのデータ移行作業 ①委託内容	記載なし	ガバメントクラウドへのデータ移行作業	事前	ガバメントクラウド移行に伴う変更
令和6年11月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ガバメントクラウドへのデータ移行作業 ②委託先における取扱者数	記載なし	50人以上100人未満	事前	ガバメントクラウド移行に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ガバメントクラウドへのデータ移行作業 ③委託先名	記載なし	富士通株式会社 日本電気株式会社	事前	ガバメントクラウド移行に伴う変更
令和6年11月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ガバメントクラウドへのデータ移行作業 ④再委託の有無 ⑤再委託の許諾方法 ⑥再委託事項	記載なし	④再委託する ⑤再委託するかしないかについては、委託契約によるが、再委託の必要がある場合は、事前に委託先と書面による協議を行い、再委託の必要性や業務内容、再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で許諾する。 ⑥ガバメントクラウドへのデータ移行作業の一部	事前	ガバメントクラウド移行に伴う変更
令和6年11月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去保管場所	ガバメントクラウドに関する記載なし	<ガバメントクラウドにおける措置(保管について)> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の規格に基づく認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	ガバメントクラウド移行に伴う変更
令和6年11月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去保管場所	ガバメントクラウドに関する記載なし	<ガバメントクラウドにおける措置(消去について)> ①特定個人情報の消去は区からの操作によって実施される。区の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等の規格にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、区が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	ガバメントクラウド移行に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	<データセンターにおける措置> 1 外部侵入防止:オペレータによる24時間365日の常駐監視、監視カメラ 2 防犯対策・入退館管理:ICカード認証及び認証ログ管理、12種類アクセスレベル設定、エリア単位の入退室者及び日時等管理、顔認証及び認証ログ管理 3 持込・持出防止:不要又は事前申請のない電子機器等の金属探知機による持ち込み確認、ラックのシリンダ錠による個別施錠、社外持出時セキュリティ管理責任者承認、個人所有のノートPC等の業務使用禁止	<ガバメントクラウドにおける措置> 1 外部侵入防止:監視カメラの設置及び侵入検知システムを導入し、異常検出時に24時間365日対処可能な体制を整えている。 2 防犯対策・入退館管理:データセンターへの入室には二要素認証を導入し、入室の記録を監査している。また、入室の目的等に応じた入室可能範囲が設定されている。 3 持込・持出防止:モバイル機器の使用は管理されている。また、許可のない装置等の持出を禁止している。	事前	ガバメントクラウド移行に伴う変更
令和6年11月1日	Ⅲリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 リスク: 委託先における不正な使用等のリスク 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定の内容	保守等に関する記載なし	また、次の内容を仕様書に盛り込むこととしている。 ・リモート保守を実施する場合やデータ移行作業をする場合は専用区画で実施することとし、入退室の記録を残している。 ・保守等に用いる端末へのログインには多要素認証を用いることとし、許可された者以外の作業を禁止している。 ・業務データを取り扱う端末のインターネットへの接続を禁止している。 ・次のような場合を除き、区はガバメントクラウドから保守事業者の環境へのデータの持ち出しを許可していない。 ①ガバメントクラウドへのサイバー攻撃等により、ガバメントクラウド上からデータを退避する必要が生じた場合 ②ガバメントクラウド上のシステムで障害が発生し、クラウド環境では原因が特定できない場合 ③業務データを保管するために利用しているクラウド事業者を変更する場合 ④このほか、ガバメントクラウドからデータを持ち出すことに緊急または相当の必要性があると区が認める場合 ・保守事業者は、ガバメントクラウドからのデータの持ち出しを行った場合、保守事業者の環境に持ち出したデータを保管する必要がなくなった段階で、速やかに返還又は廃棄し、区に報告することとしている。 ・業務データの保守環境からの持ち出しは許可していない。	事前	ガバメントクラウド移行に伴う変更
令和6年11月1日	Ⅲリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 リスク: 委託先における不正な使用等のリスク その他の措置の内容	・システム運用を行う専用の室では、「コンピュータ室管理基準」で携帯電話、カメラ等の使用を制限している。	・委託事業者の業務実施場所において、携帯電話やカメラ等の通信機器や録画機器の使用を、契約で制限している。	事前	ガバメントクラウド移行に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月1日	Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	ガバメントクラウドに関する記載なし	＜ガバメントクラウドにおける措置（物理的対策）＞ ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②クラウド事業者は、その従業員に対して、適正な許可のない装置等の外部への持出は認めていない。また、クラウド事業者は、区のデータにアクセスできない措置を講じている。	事前	ガバメントクラウド移行に伴う変更
令和6年11月1日	Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	ガバメントクラウドに関する記載なし	＜ガバメントクラウドにおける措置（技術的対策）＞ ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②区が委託したASP（「地方公共団体情報システムガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」（令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。）又はガバメントクラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤区が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムの環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦区やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧区が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	ガバメントクラウド移行に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月1日	Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・データセンターに構築し特定個人情報を記録するサーバについては、サーバ設置エリアへの入退室管理、シリンダ錠によるラック施錠、人感センサ付監視カメラによる監視を行う。データセンターは、カメラ監視及び有人監視を常時実施し、事前申請による入館管理を行う。入退館時は、ICカード認証、顔認証及びログ管理を行う。	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウド内の特定個人情報を記録するサーバについては、次の対策を行っている。 ・サーバ設置エリアへの入退室管理 ・監視カメラ及び侵入検知防止システムによる常時監視 ・事前申請による入館管理 ・入館時における二要素認証の実施及び入退室状況の監査	事前	ガバメントクラウド移行に伴う変更
令和6年11月1日	Ⅲリスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	ガバメントクラウドに関する記載なし	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事前	ガバメントクラウド移行に伴う変更
令和6年11月1日	Ⅲリスク対策 10. その他のリスク対策	ガバメントクラウドに関する記載なし	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する区及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、区に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、区とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	ガバメントクラウド移行に伴う変更
令和7年2月20日	I 基本情報 4. 個人番号の利用	・番号法 第9条別表第1項 別表第1の56の項	番号法 第9条第1項 別表の81の項	事後	法改正
令和7年2月20日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	・番号法第19条第8号及び別表第2（別表第2における情報提供の根拠） 第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第4欄（特定個人情報）に「児童手当関係情報」が含まれる項（26、87） （別表第2における情報照会の根拠） 74、75の項	・番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（命令における情報提供の根拠） 第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第4欄（利用特定個人情報）に「児童手当関係情報」が含まれる項（42、125、141、161） （命令における情報照会の根拠） 106、107の項	事後	法改正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転 提供先1～4	法令上の根拠等の記載が、改正前の番号法に沿った記載	法令上の根拠等の記載を、番号法が改正され法の別表第2が廃止されたことに合わせて修正	事後	法改正
令和7年2月20日	Ⅲリスク対策 2. 特定個人情報の入手	・サービス検索・電子申請機能への個人番号の入力時には、チェックデジット等の機能により、不正確な個人番号が入力されないようにしている。また、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。	－	事後	自己点検
令和7年2月20日	V 1①実施日	2024/1/24	2025/2/20	事後	自己点検
令和7年7月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	<中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 2 特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	<中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。		
令和7年7月9日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	③中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理 (アクセス制御) しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。	③中間サーバ・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月9日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク その他の措置 《物理的対策》	＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室出者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバ・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。		
令和7年7月9日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク その他の措置 《技術的対策》	右記項目の追加	＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ④中間サーバ・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ⑤中間サーバのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバ・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑥中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ⑦中間サーバ・プラットフォームの移行の際は、中間サーバ・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。	事前	自治体中間サーバ・プラットフォーム更改のため
令和7年7月9日	Ⅲ リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ①運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。 ②IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。	事前	自治体中間サーバ・プラットフォーム更改のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月9日	Ⅲ リスク対策 10. その他のリスク対策	＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ①運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 ②政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 ③中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。	事前	自治体中間サーバ・プラットフォーム更改のため
令和8年2月20日	Ⅰ 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 5 その他の届出	・口座振替変更届に基づき、児童手当及び特例給付の振替(支給)口座の変更を行う。	・振込口座変更届に基づき、児童手当及び特例給付の振替(支給)口座の変更を行う。	事後	自己点検
令和8年2月20日	Ⅰ 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(命令における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項(42、53、141、161)	(命令における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項(42、53、76、125、141、161)	事後	法改正
令和8年2月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	[○]提供を行っている(3件)	[○]提供を行っている(6件)	事後	自己点検
令和8年2月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無 提供先2、3、4	(提供先2、3に別項分を追加)	(提供先2、3、4をそれぞれ4、5、6へ移動)	事後	自己点検

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無 提供先2	右記項目の追加	提供先2 公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号及び番号法第19条8号に基づく主務省令表の第53の項 ②提供先における用途 公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。第五十五条において同じ。)の管理に関する事務 ③提供する情報 児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 児童手当等の受給者・配偶者・児童(児童手当法第3・4条) ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度	事後	自己点検
令和8年2月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無 提供先3	右記項目の追加	提供先3 住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号及び番号法第19条8号に基づく主務省令表の第76の項 ②提供先における用途 住宅地区改良法による改良住宅(同法第二条第六項に規定する改良住宅をいう。第七十八条において同じ。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務 ③提供する情報 児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 児童手当等の受給者・配偶者・児童(児童手当法第3・4条) ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度	事後	自己点検

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無 提供先6 ③提供する情報	・児童手当法による児童手当の支給に関する情報	・児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報	事後	自己点検
令和8年2月20日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(※2) 番号法別表第2及び第19条第9号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したものの。	(※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。	事後	法改正
令和8年2月20日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2: 不正な提供が行われるリスク 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク 及びそのリスクに対する措置	・定期的なログの確認をルール化し実施する。実施の頻度等については中間サーバの不正検知の方法、ログの参照を行う自治体の環境等が明らかになった後、適正な期間を「情報提供ネットワーク運用手順書(仮)」に定め実施する。	・定期的なログの確認をルール化し実施する。実施の頻度等については中間サーバの不正検知の方法、ログの参照を行う自治体の環境等が明らかになった後、適正な期間を「情報連携端末運用手順書」に定め実施する。	事後	自己点検
令和8年2月20日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・棄損リスク ②過去3年以内に、評価実施期間において、個人情報に関する重大事故が発生したか	1) 発生あり その内容 令和4年11月5日、区職員が住民基本台帳ネットを不正に検索して得た個人情報を漏えいしたとして、住民基本台帳法違反容疑により逮捕される事案が発生した。 ※本事案は、当該職員が区民生活部区民課に在籍していた令和3年度に発生した。	削除	事後	自己点検

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月20日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・棄損リスク ②過去3年以内に、評価実施期間において、個人情報に関する重大事故が発生したか	再発防止策の内容「杉並区職員の逮捕に伴う再発防止対策検討委員会報告書」に基づき、再発防止対策を実施する。 再発防止策は以下(1)～(3)のとおりである。 (1)操作ログ点検の充実・強化 ・氏名等による検索は、事前に検索内容を記録票へ記入して、他の職員の確認を受けた上で行う。 ・操作ログの点検は各課で毎月実施することとし、その操作ログと記録票を突合する。 (2)職員に対する教育・研修の充実・強化 ・初任者研修等に加え、新たに毎年、全職員に対して職場ごとに公務員倫理・情報セキュリティの研修を実施する。 ・住基ネット操作権限を持つ職員に対しては、権限付与時の教育・研修に加え、新たに毎年、動画視聴方式等による教育・研修を実施する。 ・区民課の住基ネット業務管理補助者に対する教育・研修(区民課住基ネット業務管理補助者研修)については、初任時に加え、新たに毎年、教育・研修を実施する。 ・住基ネットに関する職員自己点検の内容について、設問を見直す。 (3)職場環境の見直し ・各職場において、セキュリティ対策について、話し合いを行い、必要に応じて、住基ネット端末の設置場所などのレイアウト変更を行う等、職場環境の必要な見直し・改善を図り、より一層風通しのよい職場づくりを進め、職場全体で不正行為を防止する。 ・情報の持出しを防ぐために、区民課の住基ネット端末設置エリアへの電子機器持込みは原則禁止とする。 ・住基ネット端末設置エリアには、このことを張り紙等で明示する。□	削除	事後	自己点検
令和8年2月20日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<ガバメントクラウドにおける措置(技術的対策)> ②区が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。	<ガバメントクラウドにおける措置(技術的対策)> ②区が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用について【第2.1版】」(令和6年7月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。	事後	自己点検

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月20日	IV V 開示請求、問合せ・評価実施 手続 請求方法	・書面の様式・受付手続きの詳細のリンク先 杉並区公式ホームページ申請書サービス-行政 関連-情報公開等-自己情報開示・訂正・消 去・利用 中止請求書 (URL: https://www.city.suginami.tokyo.jp/shinseisho/gyosei/johokoukai/1006209.html)	・書面の様式・受付手続きの詳細のリンク先 杉並区公式ホームページ申請書サービス-行政 関連-情報公開等-自己情報開示・訂正・消 去・利用 中止請求書 (https://www.city.suginami.tokyo.jp/s005/shinseisho/8511.html)	事後	自己点検
令和8年2月20日	V 1 ①実施日	令和7年2月20日 時点	令和8年2月20日 時点	事後	自己点検